

新たな事業体税制(法人税関係)のあり方

各種事業体を巡る現行制度の問題点

税制が各種事業体の利用を大きく制約

税制が理論的・体系的ではない

税制が諸外国の税制に比し見劣りする状態

非営利事業体

収益事業課税制度が非営利事業体の活動を大きく制約
 収益事業課税制度は所得課税のあり方として不適当
 寄付金税制が非営利事業体の公益的活動を大きく制約
 営利事業課税制度を基本とする諸外国の税制と不整合

組合

税法上の取扱いの未整備により組合の利用が限定的
 組合員に帰属する財産と利益・損失の認識が不適切
 純額法を基本とする企業会計と不整合
 組合出資に課税の繰延べがなく組織再編成税制と不整合
 諸外国の税制と比して未整備

中小法人

個人事業者と同じ税負担をすべきとの考え方は不適当
 特殊支配同族会社に係る税制は理論的・手続的に問題
 代表者等の家事費・家事関連費が法人の損金
 代表者の親族等の役員報酬等が過大
 持分会社への法人課税がその利用を大きく制約
 利益が社員に帰属する持分会社への法人課税は理論的・実態的に問題
 持分会社への法人課税は諸外国の税制と不整合

新たな事業体税制のあり方

各種事業体の利用の多様性を確保

理論的・体系的な税制を構築

諸外国との整合性を確保

租税回避防止措置を整備

非営利事業体

〔新制度案の考え方〕

営利事業課税制度とし非営利事業体の活動を制約しない

公益に資する活動に対する寄付を容易にする
 国際的に遜色のない税制とする

租税回避を防止する

〔新制度案の概要〕

現行の収益事業課税制度を廃止し、諸外国と同様に営利事業課税制度とする

非営利事業体の少額利益分配等に対し利益分配法人税を創設する

公益法人等への寄付金の損金算入枠を諸外国の水準まで拡大する

租税回避防止措置を講ずる

組合

〔新制度案の考え方〕

構成員課税制度を理論的・体系的に整備する

組合事業の益金・損金計算から恣意性を排除する

組織再編成税制との整合性を確保する

租税回避を防止する

〔新制度案の概要〕

純額法によることとし、自己直接事業との類似性を考慮した調整規定を設け、恣意的な計算を排除して法人税法に明定する

組合出資は法人への現物出資等に準ずる取扱いとする

租税回避防止措置を整備する

中小法人

〔新制度案の考え方〕

共通
 個人事業者課税ではなく、あるべき中小規模事業税制に近づける
 各種費用等の損金性を吟味する

持分会社
 構成員課税制度により多様な利用を可能とする
 諸外国の税制と整合性のあるものとする

〔新制度案の概要〕

共通
 特殊支配同族会社に係る税制を廃止する
 家事費等の損金不算入を明定する
 代表者の親族等への過大役員酬等の基準を具体化する

持分会社
 持分会社は原則構成員課税とする

* 信託の税制は、医療法人、特定目的会社、投資法人等も含めて、今後の課題として取り組む予定です。